

平成 26 年第 1 回  
北栄町農業委員会総会議事録

## 平成 26 年第 1 回北栄町農業委員会総会

開催年月日	平成26年1月10日（火）				
開催の場所	北栄町北条農村環境改善センター				
開 会	平成26年1月10日（火） 午後1時30分				
出席委員 (24名)	1 番	河原 廣美	2 番	家森 政男	
	4 番	田中 則重	5 番	濱田 陽一	6 番 木村 悟
	7 番	坂本 憲昭	8 番	友定 憲一	9 番 村岡 昌美
	10 番	永田 恭彦	11 番	徳山 克之	12 番 前田 榮久
	13 番	宇田川誠章	14 番	福光 康男	15 番 杉川 武士
	16 番	徳山 隆敏	17 番	津川 孝篤	18 番 前田 浩明
	19 番	森本 真理子	20 番	山下 正美	21 番 谷口 廣志
	22 番	遠藤 忠充	23 番	斎尾 智弘	24 番 盛山 由紀子
			26 番	濱坂 良男	
欠席委員等	3 番 岸田 一成				
事務局	局長	下阪 啓二	書記	阪本 知春	
閉 会	平成26年1月10日（火） 午後3時54分				

## 日程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議長開会宣言 定足数の確認
- 4 議事録署名委員の選出  
( 20 番 ) ( 21 番 )
- 5 議事
  - (1) 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)
  - (2) 農地法第5条の規定による許可申請について (1件)
  - (3) 農地利用集積計画の決定について
    - ・利用権設定
- 6 協議事項
  - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
  - (2) 農地法第18条第6項の規定による通知書について
  - (3) 規則等の制定について
    - 町長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会長に委任する規則
    - 北栄町農業委員会農地改良届取扱要領
    - 北栄町農業委員会農地基本台帳等事務取扱基準
    - 北栄町農業委員会遊休農地の指導手続き規定
- 7 報告事項
  - (1) 委員会報告 農地委員会 農政委員会 広報委員会
  - (2) 平成25年第8回北栄町議会における農業関係一般質問について
  - (3) アグリスタート研修7期生の採用決定について
  - (4) 伝統農地登録制度について
- 8 連絡事項
  - (1) 総会開催予定等
    - ・臨時総会 平成26年1月24日(金) 午後1時30分から  
北栄町中央公民館
    - ・第2回総会 平成26年2月10日(月) 午後1時30分から  
北栄町北条農村環境改善センター
    - 現地確認 平成26年2月7日(金) 事務局集合  
担当委員 議席番号7番～10番
    - 議案締切日 平成25年1月24日(金)
- 9 その他
- 10 閉会

【添付】 資料 (写真)

## 【開会】【会長あいさつ】

○事務局 それでは、ただいまより平成26年第1回の農業委員会の総会を開催いたします。会長さん、御挨拶をよろしく申し上げます。

○濱坂会長 皆さん、新年明けましておめでとうございます。ことしもよろしく申し上げます。

一年の計は元旦にあるとよく言われますけれども、この寒い中にちょうど青申の決算の時期があります。26年の営農計画を初め、一年の夢や希望をいろいろ描かれておられると思います。ぜひとも、その実現に向かって歩んでいただきたい、一緒に歩いていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

既に御存じのとおり、ことしから大きな農政の転換が行われ、その施策が始まってまいります。きのうから、それぞれ農政局ごとに説明会が始まっているようですが、ポイントは4つだと言われております。1つは、農地中間管理機構の創設について、それから2つ目は経営所得安定対策の見直し、3つ目は日本型直接支払い制度の創設、4つ目に水田フル活用と米政策の見直しということで、水田を中心にした政策が大幅に見直されて実施されるわけです。これを進めるに当たっては、国がいろいろ言っているけれどもその地域の行政なり、あるいは農協を中心とした連携がないとできないと言われております。この辺がどこまで実現されて、それぞれ皆さん方がよかったなと言える施策になるかどうか、これからの大きな注目点だと思っております。なお、いろいろ農業はこういった政策に翻弄されるといいますか、それに沿ってやらざるを得ない部分もありますけれども、制度を十分理解してうまく運用して、一つでも収益につなげていくということで、いろいろ情報等を収集していただきたいと思っております。

それから話は変わりますが、きょうの新聞には台湾もTPP参加検討を始めたということのようであります。かつては中国もそうでしたが、ただアメリカは今の12カ国が妥結した後でないと認めませんということも言っているようです。決まったところなら入れてやるけれども、今の段階では入れないと。要はこれ以上妥結を先延ばしにしたいという意思表示だろうと思っておりますけれども、年内妥結が繰り越しになっているわけですが、その辺はどういう展開になっていくか、これも注目していかなければいけないのではないかと思います。

それから、またちょっと話違いますが、年賀状をいただいた中に、下阪局長の前に農水省から来ておりました野村局長、産業課長でしたけれども、年賀状を見ましたところ、彼は減反政策の廃止には賛成だと、ただし、その政策を決める話の中に農業の関係者が入っていないのが問題ですというコメントを書いております。これは、彼が在任中の平成22年だったと思っておりますが、西高尾で講演をする機会があって聞きに行きました。そのときに彼はやっぱり同じことを言っております、その当時、農業が抱えている課題は米政策の問題と、それから乳製品をどういうふうにするか、その2点を言っております。この辺をうまく解決して、いわゆる農業も自由に、自分のつくりたいものをつかって自由に売れるというスタンスでないと生き残れないという意味合いのことを、たしか言っていたと思っております。そういったことが、一つは減反政策の廃止に向かって動き出したということで、米農家にとっては大変だと思っておりますが、私はたまたま米作はありませんけれども、これから農業の展開、どういう方向に行くかわかりませんが、一つの大きな転換期だろうと考えております。その辺、十分対応していただきたいと思っております。

ことし一年間いろんなことがあろうかと思いますけれども、お互いにしっかり勉強しながら、農家の皆さんに一つでも役に立てたらなと思っておりますので、それぞれの目標に向かって行動していただくこととあわせて、委員会としても皆さんと一緒にいろんなことを取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で挨拶にかえたいと思っております。

○事務局 ありがとうございます。

北栄町農業委員会会議規則第5条に、会長は、会議の議長となり、議事を整理するとなっておりますので、以後は会長さんのほうに議長をしていただきます。

○濱坂議長 それでは、規則に従いまして、私が議長を務めさせていただきます。

26年の第1回目の総会を始めたいと思います。

本日欠席は、岸田委員さんは現在欠席のようでございます。定足数に達していますので、ただいまから総会を始めたいと思います。

次、4番議事録署名委員の選出でございますが、順番に従いまして、20番、山下委員、21番、谷口委員にお願いをしたいと思います。

続きまして、5番、議事、1番の農地法第3条の規定による許可申請について、2件でございます。説明をお願いします。

○事務局 お配りしておりますレジュメの3ページをごらんください。こちらに議案等に係る位置図をつけております。また写真を別紙資料として差し上げておりますので、議事等の参考にしていただきますようお願いいたします。

では、第1号の1ですけれども、議事の1ページをごらんいただきたいと思います。議案第1号は2件でございます。

議事の2ページをごらんください。まず1号の1ですが、これに係る農地は5筆、1,780平方メートルでございます。所有者がこれまで何とかやっけてこられましたが、高齢になられ、しかも御子息がこちらにおられないということで、同じ自治会の方に売買により譲渡されるものでございます。

議事の3ページをごらんください。譲渡人は田畑合わせて約3万2,400平方メートル耕作されております。作付予定の作物は水稲と蔬菜等で、所有権移転される農地は畑です。蔬菜となります。

議事の5ページをごらんください。農作業の従事状況でございますが、従事される方は御本人、奥さん、長男御夫婦の4名となっております。

議事の6ページをごらんください。周辺農地との関係では、周辺農地に迷惑をかけないように、これまでどおり適正に利用するとされています。また、地域との役割分担の状況につきましても、地域の活動に参加し、農地管理に努めるとされています。以上です。

○瀨坂議長 1号の1の説明が終わりました。皆様方で質疑なり御意見はございますか。特に発言がないようですが、申請のとおり許可してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、申請のとおり許可といたします。

続きまして、1号の2の説明をお願いします。

○事務局 議事の12ページをごらんください。議案第1号の2ですが、これに係る農地は1筆でございます。これは、親子で経営移譲されるため、永小作権のある農地については永小作権の譲渡が必要となるものでございます。

議事の13ページをごらんください。譲渡人は田畑合わせて2万2,400平方メートル耕作されておりますが、これら農地については、このたび利用権設定を出されておまして、作付予定の作物は水稲と蔬菜等で、このたびの農地は水稲となります。

議事の15ページをごらんください。農作業の従事状況ですが、農作業に従事される方は御本人と御両親の3名でございます。

議事の16ページをごらんください。周辺農地との関係では、周辺農地に迷惑をかけないように、これまでどおり水田として適正に使用するとされております。また、地域との役割分担の状況につきましても、地域の活動に参加し、農地の管理に努めるとされております。

なお、18ページにございますとおり、農地賃貸借権移転契約書を交わされておまして、所有者の同意を得ての申請となります。以上です。

○瀨坂議長 皆さん方で何か質疑、御意見はございますか。

○友定委員 ちょっとよくわからないので、永小作権の関係だということですが、対価、賃料等の額というのは、1筆1万9,228円ですが、これは今、お父さんが払っているところですか。

○事務局 お父さんが払っておられます。

○友定委員 それをそのまま移す。

○事務局 そうです。

○友定委員 わかりました。

○濱坂議長 そのほか質疑ございませんか。

特に発言がないようですので、1号の2につきましても申請のとおり許可してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、1号の2につきましても許可といたします。

次、議事の2に入ります。農地法第5条の規定による許可申請について、1件でございます。説明願います。

○事務局 議事の20ページをごらんください。申請の農地は1筆です。

転用計画では用途は住宅用地としておりますけれども、具体的な事業内容としてはガーデニングに伴う宅地拡張でございます。

議事の26ページをごらんください。こちらに事業計画書がございます。資金につきましては特に造成等をせず、植栽等もホームセンターでの購入とのことでございまして、ここに上げるほどの費用がかかる予定ではございません。付近の土地、作物等の被害防除措置でございますが、南側は宅地ですし、東側と北側の農地とは以前からブロック塀で仕切られておりまして、土砂や雨水の流出はないので、隣地等への影響はないものと思われま

す。議事の27ページをごらんください。こちらには計画平面図がございますので、ごらんください。

戻りまして、20ページの一覧をごらんください。農地区分につきましては、第3種農用地でございますとともに住宅等が連檐する区域内の農地ということになろうかと思いません。転用許可基準は原則許可でございます。以上です。

○濱坂議長 説明が終わりました。現地確認をしていただいたと思いますので、報告をお願いします。

○家森委員 昨日、局長を加えまして、4番、5番、6番、田中さん、濱田さん、木村さんと現地確認をしてまいりました。ただいま局長が申されるように、きれいにガーデニングしてありまして、それから住宅の密集地でもありますし、問題はないと思います。以上でございます。

○濱坂議長 ありがとうございます。

説明なり現地確認報告は終わりました。何か質疑ございますか。

○永田委員 ちょっとお尋ねしていいですか。10番、永田です。

譲受人が連名になっているというのは、どういった事情でしょうか。

○濱坂議長 26ページの下の方に、その他で、申請地所有者(親族)から申請地が耕作不適地であること等により、申請地の譲り受けを検討。不動産取得に伴う贈与税を考慮して2人で取得を考えておりますと書いてあります。よろしいでしょうか。

○永田委員 はい。

○濱坂議長 そのほかございませんか。

そのほか特に発言がないようですが、申請のとおり承認してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、5条案件につきましても承認といたします。

次、3番の農地利用集積計画の決定について、説明を願います。

○事務局 議事の29ページ以降をごらんください。農地利用集積計画の決定でございます。120筆の設定がござっております。合計面積は15万3,414平方メートルでございます。3年未満の契約はございません。それぞれの内容につきましては、議案書の各筆明細に明記しております。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。各要件につきましては、以前に配付しております農業委員会法令業務ロードマップ3ページにございます。以上でございます。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○濱坂議長 それでは、59番から115番まで、それから119番から120番は永田委員の関連案件でございますので、この案件を除いた部分で検討願いたいと思います。

永田委員の関係する案件以外につきまして、何か発言はございますか。

○友定委員 ちょっと確認させてください。27、28の淀瀬さんが借りておられる部分の畑ですけれども、これはハウスがあるのですか、確かに。ハウスがあるのだったらわかりますが、27番のはハウスがあったかないかちょっと覚えてなくて、その辺。2万円というのはちょっと高いので、確認をして。更新なのでいいですが。28番はハウスがあるのを知っていますが、27番はなかった気がする。

○濱坂議長 27番はハウスがある。

○友定委員 ないと思うのですがね。

○濱坂議長 28番のほうは。

○友定委員 あると思います。

○事務局 28番のほうは納得がいくけれども、27番もというのはいちよつと過ぎるでないかなという感じですよ。

記入されておればそれでいきますし、こちらのほうの記入ミスであれば修正させていただきたいと思いますが。

○濱坂議長 では、ちょっと確認をしてください。

そのほかございませんか。

それでは、前段の分について計画のとおり決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、前段の分につきましては、計画のとおり決定いたします。

続きまして、永田委員に関係します案件、永田委員は除斥扱いで審議をしたいと思いません。

何か発言はございますか。

永田委員、参考に聞きたいですが、今これを含めてどのくらい集積されていますか、おおよそ。

○永田委員 13町ぐらいになったのではないかと思います。ちょっと完全な積み上げがね。こちらのほう、農協のほうを経由していく分なのですが、提出してから総会に回ってくるまでに大分時間がありまして、次々出した分がまとめて今回上がってきたという形ですので、どこまで終わっていたかなというところですが、最終的には14町ぐらいになる予定ですが、不在地主さんから、それから地権者さん個人という分があって、集積し切れない分が出るのかなとは考えております。

○濱坂議長 皆さん、発言ないようですが、計画のとおり決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、後段の分につきましても計画のとおり決定いたします。

続きまして、協議事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届け出書について、説明を願います。

○事務局 協議事項の1ページをごらんください。1ページから3ページまでです。農地法第3条の3第1項の規定による届け出書が、2名の方から出ております。農業委員会へのあっせん希望はございません。以上です。

○濱坂議長 説明が終わりました。何か発言はございますか。

(発言する者あり)

遠藤委員さん、この●●さんの畑については、耕作はどうなっているか、わかりませんか。

○遠藤委員 ごめんなさい、はっきりは把握していません。

○濱坂議長 とりあえず相続の届け出ということですから、何か発言はございますか。なければ届け出のとおり受理したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、3件、受理いたします。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による通知書について、説明願います。

○事務局 農地法第18条の第6項の規定による農地使用貸借合意解約書が9件提出され

ております。初めの2件につきましては、父親が借りていた農地をそれぞれ息子さんが借りられるため、合意解約をされるということでございます。以上です。

○濱坂議長 説明が終わりました。何か発言はございますか。

○事務局 2番目のものが、様式が若干違いますけれども、農協を通して出してこられました。ただ様式がちょっと違うので、次回からは、うちの様式でお願いいたしますとお願いはしております。

(発言する者あり)

○事務局 代理者がね、事業の関係かもしれませんし。

○濱坂議長 この7ページに●●さんがあります。

何か発言はございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

発言がないようですので、9件、受理してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、あわせて9件、受理いたします。

続きまして、3番、規則等の制定について、説明を願います。

○事務局 たしか12月の頭ぐらいだったと思いますけれども、農業委員会業務推進マニュアルという分厚い本を買って、もちろんきちんと事務をやらなければいけないと思って買ったわけですが、その中に規則等、こういうものが農業委員会にはあるよという例がございまして、それを読んでおまして、思いついたものでございますけれども、これまで農業委員会の規則等で不足しているものがあると思いますので、整備を凶ろうというものでございます。農業委員さんにも関係している規則を知っていただき、直接関係のある部分は内容の協議をお願いしたいと思います。

まず、町長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会長に委任する規則についてでございます。14ページになります。地方自治法第180条の2に、町長の権限に属する事務を農業委員会等の行政委員会と協議して補助執行、つまり事務をさせることができるとされております。しかし、協議自体は旧町ではあったかもしれませんけれども、政令上には何らの根拠となるものがないために、このたび整備しておきたいと思います。

では、何をということになりますけれども、まず第2条の第1号をごらんいただきたいと思います。農業経営基盤強化促進法第18条に、市町村は農林水産省令で定めるところにより農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとされております。しかし、農業委員会の総会で御審議いただいております、ただいま審議していただきましたけれども、農地の利用集積計画は事務局が町長名で作成をして、会長に諮るというやり方で行っておりまして、この計画の作成について定めるものでございます。

次に、第2号をごらんください。農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令第5条及び第7条第2項に、第5条法第20条の規定により未登記の所有権が移転した場合において、所有権を取得した者の請求があるときは、市町村は、その者を登記名義人とする所有権の保存の登記を嘱託しなければならない。第7条第2項には、前項の規定により登記識別情報の通知を受けた嘱託者は遅滞なく、これを同項の登記権利者に通知しなければならないとされています。しかし実際には、この事務も農業委員会事務局で嘱託登記を行っておりますので定めるものでございます。

また、独立行政法人農業者年金基金法第10条に、基金は次の各号に掲げる者に対し、その業務の一部を委託することができる。1つに市町村、2つ目に農業協同組合、3番目に、前2号に掲げる者のほか農林水産大臣の指定する者とされております。しかし実際には、この事務もまた農業委員会事務局で行っておりますので、規則第2条第3号に定めるものでございます。

以上、説明させていただきましたが、これら事務が将来、町長部局で実施される見込みは今のところないと考えられますので、今後も農業委員会ですることとして、町長協議し定めたいと考えておりますので、もし意見がございましたらお願いしたいと思います。なお、これを起案することで、農業委員会が農地法の規定に基づく事務以外の事務も担っていることを示したいと思っております。

○濱坂議長 説明が終わりましたが、何か質問なり発言はございますか。

業務内容としては、従前からやっている業務を文書化したということでございますし、改めて町長とはっきりその辺を明確化していくということですね。この仕事は余分ではないかという発言があれば、またそういうふうにはやらなければいけないのですけれども。

○事務局 結局は、利用権設定と年金が主になりますけれども、これはもう2人分ぐらいの仕事がございまして。農業委員会には一応何人という、めどとなるような人数は定められておるのですけれども、とにかく今やっているものはきちんと農業委員会でやるのだよということを定めておきたいと思っております。

○濱坂議長 主に事務局がやるわけですから、特に問題はないですね。

○事務局 利用権設定は、米子市なんかは北栄町でいいますところの産業振興課でやっているらしいです。本来は町がしなければいけないということになっています。農業委員会は、町にあります、行政委員会ですから。

(発言する者あり)

○濱坂議長 説明して。

○事務局 議会と同じです。ですので、改めて決めておくと。議会や教育委員会、監査委員会、そういうのと同様な立場にございます。ですので、全て事務的には会長さんが決裁をするというのが仕事なものですから、町長が決裁していくものについては、本来は町長部局であります、そうはいつても、これまでもしてきておりますし、一番しやすいところがするといひましようか、把握しやすいところがするというのが一番いいのかもしれないので、農業委員会でやってきておると。ただ、外部的にはそういうことは全然出てきていないので、それは定めさせていただきたいということでございます。

町長協議をしまして、改めて決める必要はないと言われるかもしれませんが、それはそれとして、とにかく明確にしておきたいと思っております。

○杉川委員 難しいことはよくわかりませんが、うちらも農業をやっているわけで、農家同士の話はできるけれども、相手が対企業というものがもし来たときには、やっぱり事務局に任せたいという格好になるから、それでいいということでしょう。

○永田委員 これは農業委員会が本来持つべきでない業務を、農業委員会が預かりますよという規定でいいのですが。

○事務局 そうです。

○永田委員 農地利用状況調査のような、本来農業委員会ですべき分が、産業振興課のほうに一部委託で出ている部分については、そういったものもきちんと定めておいたほうがいいのではないかなと。

○事務局 あれは違います。農業委員会のほうも調査しなければいけませんし、町長部局のほうも年に1回耕作放棄地の調査というものがあつて、それを共同でやっているということです。ただ、うちのほうは農業委員さんに動いてもらっている、集計は産業振興課がしているということです。

○事務局 ただ、こういうことの認識自体が多分ないと思つたので、どこにも。その辺ははっきりさせておきたいということです。

要するに、協議して本当は決めてないといけないわけですが、協議したことが残っていないのかという、規則が決まらなくても。

○河原委員 決められることは大変いいことだと思いますが、これは町長決裁で決定になるのですか。

○事務局 そうです。これは町長決裁です。

○河原委員 では、よろしいのではないですか。と思つた。

○事務局 実際ならないかもしれませんが。

○河原委員 要らないんとは絶対言わないでしょ、しなければいけないし。

○事務局 ただ、今までできているがなということがあつたもので。

○河原委員 今までは慣行であつて、これができねば、おまえはしていないではないかと、町長のほうからも言えるはずですよ、逆に。

○事務局 それからあと自作自演でやっている部分があるので、それは無駄な話だと、実

際のところ思うものですから。わざわざ町長名で起案して文書を出しているのです、一旦会長宛てに。協議してくださいという格好で、後になります、後で起案しますけれども、会長宛てに集積計画を御検討くださいという文書を出して、この会議にかけまして、また決裁になったら認めますよという文書を出すようなことをしているのです。ほとんど無駄だとは思いますが。

○濱坂議長 だから、今度はそれが要らないということか。

○河原委員 要らない。もう会長の権限でオーケーだと。

明文化がないからしょうがない。

○濱坂議長 それでは、提案のとおり町長協議にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

続きまして、説明を願います。

○事務局 協議事項の15ページをごらんください。北栄町農業委員会農地改良届取り扱い要領についてでございます。これまで、農地に客土し畑にする等農地改良する場合には、農地法第1条の農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることとして、水田の畑地変換届け出書という施工後に提出する様式はあるものの、農業委員会に具体的な決めとしては何もございませんでした。

しかし、国は平成21年12月に、我が国の農地が抱えている課題を解決するために、新たな農地制度として農地法の一部を改正する法律を施行し、大改正の柱としまして、これ以上の農地の減少を食い止め農地を確保することと、農地を最大限に利用することとしたことから、農業委員会としては、事前の届け出を義務づけるものでございます。

協議事項では15ページから16ページにその要領、以降22ページまでが計画提出に必要な様式等となっております。内容としては、協議すべき部分は第2の盛り土の面積ですとか高さ、第4の標識の標示かと思いますが、第3の2、農地改良届には次の書類を添付するという分でございますけれども、こちらの添付書類の同意書につきまして、地目が変わる場合に土地改良区の賦課金に関係することもございますので、策定を承認いただければ、会長への起案時には土地改良区の同意書も作成し、追加したいと思っております。なお、要領のもととしたものは先ほども申し上げましたけれども、農業委員会業務推進マニュアルを参考にしております。以上です。

○濱坂議長 説明が終わりました。何か質疑ございますか。

○河原委員 聞いていいですか。

○濱坂議長 はい。

○河原委員 1反以上はどういう考えになるのですか。

なぜ聞いたかという、例えば基盤整備事業とかなんとかやるではないですか。多分30センチ以上、均平かけるために盛るところだってたくさんあると思うのですよ。そのときにどうなるのかと思っただけの話で。

○事務局 面積ですとか、高さですとか、また会長さんからもありましたが、周囲の農地、これは客土、田畑変換だと思っておりますけれども、1反以上も田んぼを畑にされると周囲の田んぼが困ることがないかなということ、それ以上は認めないという話ではないかなと思うのですけれども。

○河原委員 改良だから、何ぼふえてもいいのではないかという。

○事務局 どうなのでしょう。その辺、協議いただければ。面積は関係なしということであれば、そのようにさせていただきますし。

○杉川委員 条件次第だからな。立米とか面積なんて。

○河原委員 あくまでも農地としてだったら面積は関係ないはず。高さ云々というのは、隣近所ですてくるのは当然の話だから、それは規制をかけられてもいいと思っております。

○濱坂議長 高さというのは、周囲の低い道路面より30センチ低くなければいけないということか。

○事務局 道路面より高いところで30センチまでだと。

○濱坂議長 道路面、低い道路より30センチまで。上でもいいと。

○事務局 という意味だと解釈しておりますが。見本には細かい説明がないもので。

○濱坂議長 1メートルも2メートルもな。

○事務局 畑に使用しようと思えば、でも30センチぐらいまでの高さがいいではないかと、それが50センチだ、1メートルだ、例えば進入路をつくったとしてもそういう高さまで畑を持ち上げることはないのではないかということかなと思って。最高30センチまでトラクターで上がって、安全なぐらいの高さでしょうね。

○濱坂議長 というより、作道という考え方でいったほうが。

物がつくれる土の幅というか。大体20センチから30センチぐらいか。何かそんな状態でないかな。

○事務局 なるほど。

○濱坂議長 ということもありませんか。高すぎると、排水とかいろいろ。

○事務局 この辺の妥当性をちょっと。

○濱坂議長 ここの1,000平方メートルというのは、1,000だったら、そんなにたくさんないではないか、それ以上のものが多い。例えば周囲の圃場に、損害なり迷惑をかけない範囲の面積みたいな表現がいいのではないかな。そのために事前に届け出をしてヒアリングさしてもらおう。

○河原委員 面積はうたわないほうがいいのではないか。

○事務局 なるほど、わかりました。

○濱坂議長 面積要件はないほうがいいではないか。ケース・バイ・ケースで。

○事務局 皆さんで決めていただければ。

○濱坂議長 いかがでしょうか。この面積要件について。

これ周囲の同意みたいなものはなかったですね。

○事務局 ありました。

○濱坂議長 どこかあったかな。同意書がありましたね。

○事務局 18ページにありますけれども、これはあくまで隣地の所有者と耕作者の同意です。地区担当農業委員さんも判を押されるという格好ですけれども、先ほど申し上げましたように、土地改良区の同意も欲しいのではないかなと思うのです。賦課金が変わってきますので。うちはもう畑だからということの後から言われても、土地改良区さんも困られるでしょうから。

○濱坂議長 これをここに、これはどこだったかな。

○事務局 つけますので。18ページの後にもう1枚、つくろうと思っております。それか、その枠の中に土地改良区さんも含めていくか、ちょっと考えたいと思います。

○河原委員 そうしたら、この同意書に括弧、土地改良区と書いておけばいい。

○事務局 この中にね。

○永田委員 むしろ土地改良区とか改良事業を行う際の県とかに周知することが必要な気がしますけれども。個人で申請する場合にこれが必要というのですが、個人のととは別に書いていないので、公共団体だろうが、改良区だろうが、結局適用を受けるという分であれば、いや、そんな要領があるのは知らなかったから、普通に土地改良工事をしたよということで、県のほうや改良区のほう、言われそうなので。

○事務局 去年の案件の中で、大谷で改良区さんが事業をされて、西のほうの。その分で杉川委員のほうから連絡がありまして、改良区に言いましたら、そんなもの出さなければいけないとは思っていないと言われましたが、いや、改良区さんだからといって出してもらわなければいけませんよということで、個人の土地所有者さんのほうに出してもらったという経緯がありまして、やっぱりそういう認識を持ってもらわなければいけないので、策定すれば各改良区にはこういうものを農業委員会は策定しましたよということを出さなければいけないだろうと思っています。

○家森委員 農地改良という認可。これは今のところ盛り土だとか掘り下げだとかということはあったから、ほかにまだ農地改良について、例えば側溝を入れるとか、そういう新たに水の流れを防ぐとか、そういうことは農地改良とは言わないのか。

○事務局 普通の改良事業とは考えてはおりません。こりはあくまで盛土とか。

○家森委員 盛り土とか、掘るとか。

○事務局 盛り土、ええ。

○家森委員 それは改良、ここの趣旨には当たると。

○事務局 ええ。

○友定委員 第9条の原則3年以上と書いてあるのは、ちょっとひっかかるのですが。3年過ぎたらいいのかなという、こう書くしかないのかな。

○濱坂議長 3年は短いと。

○友定委員 いや、意図がある人だったら3年我慢しようかなとすれば、済むのではないかという。そういう意味で、どうがいいのかはよくわかりませんが。

○事務局 結局、若干見られるのが届け出をせずにやっておられるのがあるように見えるのです。そんなのを見ると、客土しておいて、ちょっと土を盛っておいて、そこに果樹を植えるみたいなのがありまして、そういうことをされるのであれば、こういうふうに決めてやりたいと思っただけで、あと何年かというのは決めていただければなど。

○濱坂議長 年数はともかくとして、農地として有効利用するということが前提であるなら、営農計画みたいなものは出ないのか。

工事計画書、営農計画書。

○前田（浩）委員 そこはあんまり考えずに、ただまあちょっと地上けして畑にしようかなという。

○濱坂議長 発言はございませんか。

○河原委員 やってみて、また疑問が出るなら直せばいいのではないですか、要領ですから。

○濱坂議長 実状を見ながらね。

○事務局 結構これをやるのは面倒なのです。届け出が出ますけれども、そうすればそこに看板を立てて工事が済むまでそれを厳重に見張るというわけですから。これまでは、そういうことはしてきていないので。

○濱坂議長 では、ちょっと整理させていただきます。まず、面積要件第2の1ですけれども、これはどうしますか、削除しますか。

（「入れないほうがいいと思います」と呼ぶ者あり）

なら、2の1は削除します。

次に、第3の2で改良区の同意書も取りつけると、このことを明記すると。それから、友定委員から出ておりました第9の3年以上農地として有効利用するという年数についてどうしましょう。

（発言する者あり）

要らないということですか。

○河原委員 ただ、物の考え方なのでね。農地の改良ですから、ずっと農地でおるはずですから。

○濱坂議長 下手にこれを書くと逆に、では3年間すればということになる。

○河原委員 では後転用してもいいのかと。

○濱坂議長 格好だけしておけばいいということになる。

○濱坂議長 第9、どうしましょうか。

（発言する者あり）

では第9は削除いたします。これでいいですか。

3点ほど修正しましたが、これでよろしいでしょうか。後は運用しながら、また改正をすればいいということにしたいと思います、いかがでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、3点を修正して要領としたいと思います。

次に、北栄町農業委員会農地基本台帳等事務取り扱い基準について、説明を願います。

○事務局 協議事項の23ページをごらんください。北栄町農業委員会農地基本台帳等事務取り扱い基準についてでございますが、2点ここで修正させていただきます。第2条第1項第3号に農地基本台帳閲覧承諾書とございますが、これを委任状と修正します。また、

第10条に運営委員会に諮りとなっておりますけれども、この部分は削除しまして、この基準に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定めるとさせていただきたいと思っております。

農地基本台帳には、各農家の農地に係る情報のほか、世帯構成、世帯員個々の住所、氏名、生年月日、転入、転出、農地の名義人、年金加入受給等の情報を持っていますので、この台帳の管理、閲覧に際しましては個人情報の保護について、最大限の配慮を行うとともに関係者の利益を阻害しないように利便の確保を図りつつ、農業の振興に資するよう努めなければならないと考えております。そこで、これまでも個人情報の保護も考えながら取り扱ってはまいりましたが、取り扱い基準を明確にすることで職員に異動があったとしても、個人情報の保護が徹底できるようする必要があります。内容につきましては、第2条で閲覧等できる資格は農地法等に関し正当な理由がある者のうち、農業経営者とその世帯員及び委任状を提出した者といたします。また、第7条の手續上では、農業経営者とその世帯員であっても申請書を提出いただくこととしまして、その他の資格を持つ者については委任状の添付を義務づけます。なお、委任状の様式がマニュアルにはございませんので、策定を承認いただければ、会長への起案時には委任状を作成し、追加したいと思っております。以上です。

○濱坂議長 説明が終わりましたが、何か発言はございますか。

○河原委員 これは今までなかったのですか。

○事務局 ないです。農業委員会のほうには、定めはありませんでした。

○河原委員 口頭云々等でやられていたということですね。

○事務局 もちろん、農業に関係する部分ということで受け入れはやってきておりましたけれども、明確なものではなかったということです。その辺をきちんとしておかなければいけないのではないかなど。

県外で、ちょっと前に問題が起きまして、ストーカーで殺されてしまったというのがあったわけですが、関係ない部署でついつい出たものを犯人が見つくて、それが原因となったということがございます。そういうことからすると、明確にしておくべきではないかなと思っております。

○濱坂議長 永田委員、かつてこのことを発言しておられたと思っておりますが、よろしいでしょうか、これで。

○永田委員 閲覧という形しか規定がないのですけれども、例えば、農業経営者本人が郵送なりなんなりで申請されて、農家台帳の写しを交付してくれということ等あった場合、どうなのだろうと。証明書の交付はあるのですが、農家台帳自体は基本的には交付しないということではないのでしょうか。

○事務局 そうですね。

(発言する者あり)

基本台帳は出さないのが基本ですね。

○永田委員 といいますのは、去年、おとしぐらいになりますか、必要な事項はあって農家台帳のほうの閲覧、一部閲覧させていただいたときに、どうも農家台帳のデータそのものがおかしい。おかしいから修正しなければいけないのではないかという話になるのですが、修正自体の規則自体もそもそもないですし、修正できないと。修正するとすれば、本人さんが修正するしかないということで、まあそうだなということではよかったのですが、本人さんが農家台帳の中身が確認できないという部分、しにくい状況、できない状況がある場合に修正されないわけで。

○事務局 本人はできますよ。

○永田委員 本人が来庁して、閲覧申請を出して、閲覧をするという状況でないと修正はできないと。間違っている事実そのものがわからないわけですから、別に修正する必要はないと思うのですが。

○事務局 解釈のほう、そこまで厳重に考えていなかったのですが、農地基本台帳に係る証明書というのは、これは農地台帳の原本を証明するものだと思うのです、基本的に。

○永田委員 そういうことですか。ということは内容そのものが表に出てくるとい部分で。

○事務局 書き方がこうであって、出せないことはないです。

○永田委員 そういうことですね。

○事務局 原本証明のことですよね。

○永田委員 あと、それにしても、修正する訂正する場合等の基本台帳を閲覧したり、証明書を出したりという分だけの規定なので、それは別個のことですよとなりそうですが、台帳の中身そのものが、どうもぐあいが悪いのではないかと、間違っているのではないかと、場合の訂正をしたりするための様式なり、手続の方法を定めてあったほうがいいのかという気がします。

○事務局 それで、この分には定めておりませんが、農政が変わってまいりまして、農地基本台帳の重要性が増してきております。我々も違っている部分があれば当然直していますが、まだ農家の皆さんそれぞれには中身はわからないと思います。送付して、確認してもらうことはいずれしなければいけないのではないかと考えています。

皆さんに来てもらって、見てくださいと言うと、とんでもないことになりますので、それだったらそれぞれの家庭のほうに郵送させていただいて、中身の点検をしてもらって、もしも間違いがあれば返送していただくという格好をとらなければいけないのではないかと。

ただ、今回も選挙人名簿の登載申請書を送らせてもらいましたが、そんなのに入るといっても、とてごっちゃになりますし、量も多くなりますし、その辺どうするかなど、また別の機会にしなければいけないかなと考えています、実のところ。

ですから、国から、農家に送付しているかどうかというアンケートは来たりはします。しなければいけないとはなっていないが。

○永田委員 したほうがいいのかという気持ちは持っておられると、国のほうでも。

○杉川委員 ちなみに、税務課は田んぼとか畑は控えているわけです、その家に対して。農家台帳みたいなものを。それはちゃんと突き合わせたりするのですか。

○事務局 年に1回します。本年度は10月ぐらいにしました。昨年度は9月ぐらいに、その前はしていないという話です。

○杉川委員 数字が合っているか、合っていないか、よくわからない。

○事務局 数字は違っていないと思います。ただ、地目の認定の部分が違うことがあります。ただ、農業委員会のほうで、それが税務課のほうで畑となっていて、農業委員会で畑でないとなっているものを変えたりはようしません。

○杉川委員 宅地扱いだとか。

○事務局 農業委員さんが見られての多分、農地以外のものだということですので、それは変えてはおりませんが、現場をずっと全部見て回りたいなと思っています。

○濱坂議長 どう違うだいな。

○事務局 わからないのです、それが。

○濱坂議長 税務課からの通知でわかると。

○事務局 通知ではないのです。税務課のデータをうちのほうからもらって点検をする。

○濱坂議長 課税台帳みたいなのが来るね。

○事務局 税務課のがね。

ただ、皆さんが合っているという認識なのかどうか、ちょっとわかりませんが。台帳地目といって登記地目はもちろん合っているでしょうが、評価地目がどうなのか。その辺のところですよ。

○永田委員 評価地目が、例えばもう完全に山林だから山林だとなっている場合に、例えばそこに遊休農地だという指定もへったくれもないと思うのですが、どう考えても誰が見ても山林化していて現状山林ではないかと、でも遊休農地だよということになってしまって、その辺、いや地目が……。

○事務局 農地の利用状況調査のときに、きょうもお返ししましたけれども、これは登記の地目です。評価地目ではなく、現況地目ではないです。

○永田委員 現況地目で、税務課のほうも農業委員会の台帳でも、もはや山林だとみなし

ているにもかかわらず、登記が農地なら農地だから、農業委員は登記が農地なのだからそこがどうなのと、一々調査しなければいけないわけですよ。

○事務局 しなければいけないですね。

○永田委員 台帳そのものは、そういった意味においては、参考にならないと。現況地目に合わせる必要があるのかなという気がするのですけれども。出ないですよ、どこにも。当人が申請されて、うちのあそこの畑は現況地目山林にしてもらっているから安心だと、遊休農地ではないと思われる、誤解を招かれかねない。

○事務局 現況でいくとね。あくまで田んぼや畑ですから。その辺の認識は承知しておかなければいけないと思います。例えば山林のようになっているのであれば非農地証明を出す、証明申請を出すというのが基本だと思います。あくまでそれが農地の状態でなければ、それは遊休農地でしょう。極端に木が生えて山になっていけばそれはもう非農地ですよという取り扱いをしていかなければいけない。

できれば、赤がついた分ですね。これについては農地以外の地目に変えなさいということでは非農地証明、またこれも同じですが非農地証明というものを送りつけるということもしなければいけないと思います、実のところ。農振農用地はいけません。

○永田委員 それはでも、誰が判定するのですか。

○事務局 農業委員さんです。

○永田委員 ですね。

○事務局 ただ、個人個人で見られて出されてきたものが赤だったから、ならすぐというわけにはなりません。やっぱり何人かで現場を確認してもらったり、そういうことをして確実に農地ではないよと言ってもいいということがはっきりしたときになろうと思います。それぞれが出されたものをその場で通知をすることはできないと思っております。

○永田委員 それはそういうところでしょうけれども。

○瀨坂議長 いかがでしょうか。取り扱い基準の中身として、文言的にはつけ加えなり、削除なり。

これはここで定められるものですから、運用状況を見ながらまた修正をしていくということでもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、先ほどありました第10条の運営委員会に諮りを削除して、取り扱い基準としたいと思います。

#### (北栄町農業委員会遊休農地の指導手続規定について 略)

何ほか修正があったと思いますので、再度、清書をお願いします。

それで、規定等の制定につきまして、本日はいろいろ修正、削除等ございましたので、その辺をきちっと清書をして、次の委員会に。

○事務局 はい。

○瀨坂議長 整理したものを、再度配付していただきたいと思います。

それでは、協議事項は以上で終わります。

次、7番、報告事項に入りたいと思います。各委員会の報告に入りたいと思います。

農地委員会、副委員長。

○杉川委員 先回出ていないので、よくわからないのですが。

○事務局 では、私のほうでかわりに私のほうで説明させていただきます。

報告事項の1ページをごらんいただきたいと思います。1ページ、2ページになります。予算の作成前に農地委員会の、全員ではないですけれども、ちょっと集まっていたいただきまして、何とか自分たちで実際に畑を打ったりしてやってみようということを考えているということを聞いておりましたので、委員長さんに相談しまして、数名の方に集まっていたいてつくってしまいました。農地適切利用啓発事業という事業を考えついております。目的ですけれども、遊休農地がございまして、そこのところを復元して、農地として利用しようということでございます。そのときに、そこの農地の所有者、それから隣地の耕作

者ですとか、あと近隣の住民の皆さんにも入っていただいて、農地の利用とか、農業の重要性とかも訴えたりしながら事業を進めたいと思うわけでございます。

予定地としましては、六尾北団地の北側の遊休農地が約5反ほどございます。こちらの遊休農地を使用したいと考えております。するときには町有トラクターを使ってということでございますし、その後の農地はカボチャとか、景観作物のヒマワリをつくるという格好です。それを農業委員会だよりですとか、ケーブルテレビを通じて遊休農地の解消と有効利用の啓発と、農業への理解を深めるといった事業でございます。

また、収穫したものにつきましては、砂丘まつりで配布したりとか、あと参加いただいた近隣の住民の皆さん、六尾北になろうかと思えますけれども、六尾北の皆さん、参加者は初めてですからそんなに多くないかもしれませんが、その人たちにも配る。そういったことをしようということでございます。あと同時に農家以外の方につきましては、農地転用のときの適正手続はこういうことが必要ですと。もちろん六尾北に入っておられる方ですので、そこにずっとおられるかもしれませんが、また自分で家を立てられる可能性もないことはないので、手続について知ってもらうことも同時にできるのではないかとということでございます。予算的には非常に少なく、11万ほどでございます。除草剤ですとか軽油、それから混合油、あとは使用料及び賃借料でトラクターの使用料になります。あと原材料費ということで堆肥ですとか、カボチャ、ヒマワリの種子ということで11万ほどでやっていきたいなということでございます。

2ページに地図をつけております。横にさせていただきまして、右下が六尾北団地になります。実は、ここは、ススキの野原になっておりまして、風によってはそのススキが六尾北のほうへ飛んでいくようございまして、苦情を何度も農業委員会のほうに言ってきておられるので、持ち主の方には指導しておるのですが、なかなかしていただけない方もあったりしております。場所的にはここが一番適地なのかなということで考えておるところであります。

それで地図のほうですが、水稻と書いてあるところだけは水田として使っておられます。あと白いところは御自身で草刈りを行っておられます。それから、色がついている、ちょっと黒っぽくなっているところにつきましては一部草刈りをされている方もありますけれども、そのまま投げおられる方もございます。完全に遊休農地という格好になっております。以上です。

○濱坂議長 そうすると、筆数はどのくらい。

○事務局 ですから、水稻と書いてある以外の部分。

○濱坂議長 ●●さんか。

○事務局 ですね。

○濱坂議長 8筆。

○事務局 はい。

○濱坂議長 水稻と書いてある2筆を除いた両隣の8筆を対象地域と考えております。

○事務局 自分で管理されている農家の方にも、近隣で一緒にみんなでそこを、付近をきれいにさせていただくということです。

(発言する者あり)

客土がしてあるところもありますし。

○濱坂議長 でも雨が降ったらできん。

(発言する者あり)

○宇田川委員 六尾は、農地・水のあれは、入っておられますか。

○事務局 ここは入っていないところです。

おいでいただきましたのは、津川委員と前田榮久委員と、徳山委員もでしたか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○濱坂議長 これの企画の段階で参加しておられる方で、何か追加発言、説明等ございましたら言っていただきたいと思いますのですが、どうでしょう。

○村岡委員 9番、いいですか。

○濱坂議長 はい。

○徳山（克）委員 今、地図を見ると水稻が2件ほどありますね。両脇を畦塗りしなければいけないのではないかと、今思ったのです。それでないと水が入りますので。

○永田委員 カボチャ、ヒマワリ。

○徳山（克）委員 ヒマワリのほうね。もしもつくられるということでしたら。

○事務局 米をつくられるでしょうね。

○徳山（克）委員 去年もつくっておられましたから。

○事務局 そのこのところは植えつけできずに、ちょっと離さなければいけないかもしれません。

○徳山（克）委員 やっぱり畦塗りはしなければいけないのではないかなと思います、どっちみち。両サイド。

○永田委員 稲をつくる人が。

○徳山（克）委員 いや、それではいけないが、迷惑かけるほうが、こっちのほうがしなければいけないのではないのでしょうか。水稻をつくる人が、うちは関係ないわ、水が入ればいいということになりますから。今までもつくったらできていたからと言われれば。

○永田委員 ざぶざぶとね、水を当てられれば。

○徳山（克）委員 メーター50円でしたかいな。両サイドに1往復、2往復しなければいけないから。100メーターか。200メーターほどですか、両サイドに。

○濱坂議長 何ぼ要る。

○徳山（克）委員 メーター50円ぐらいではないかな。50円。

○事務局 そんなに言うほどでもないでしょう。

○徳山（克）委員 いや、要らないですが、しなければいけないのではないのでしょうかと思ひまして。

○事務局 ただ、事業が初めてなものですから、わからない部分もあるので、そのときにはこの中で流用しながらやるようにすればと思います。

大々的に農業委員会が活動しているというPRにもなるのでないかなと思っておりますので。ただ、予算査定まだ受けておりません、実のところは。いきなり町長査定ですし。そのときにだめだと言われる可能性もありますが、頑張りたいと思ひますし、もちろん、それを通ったからといって議会のほうで審議いただかなければいけないわけで、額は大きくないので、そんなに目立つものではないですが。ちょっとハードルを越えてということになりますので、よろしく願ひいたします。

○濱坂議長 いかがでしょうか。今までの農業委員会はこういうことはやったことはないと思ひますが、今回こういうことをやるということになれば全員参加ということを前提に取り組まなければいけないと思ひます。

○坂本委員 しかし、ヒマワリといたら、稲も夏場に日影になるということは……。

○事務局 ですから離して。一応、ヒマワリとしていますが、皆さんでまたヒマワリではなくてこれにしようというならそれですし。

○森本委員 ヒマワリの種を次の年に使おうと思ひてたんです、大谷は、そうしたらやっぱり力がな。根に力がな。やっぱり新しいのを買うべきだなと。

○濱坂議長 実が入っていない。

○森本委員 力がなかったです。

○事務局 できれば、勝手に私が思っているのですが、隣の辺の農地の方がつくるようになられるのがいいのか、だんだんなられるのか、それか例えば、六尾北の辺の方々が一緒になってその辺の農地、その農地だけをずっと使って自分たちで自治会活動としてやろうということになってくれればいいのかと思ひたりしているところです。いつまでも農業委員会ではタッチはしていけないのではないかと思ひています。初めの年は参加も少ないでしょうけれども、長くても3年ぐらいの事業かなと思ひたりもします。

○濱坂議長 いかがでしょうか、何か発言はございませんか。

ぜひやろうとか、これは絶対無理だとか、いろいろあろうかと思ひますが、いかがでしょう。

○前田（浩）委員 趣旨はいいが、除草対策ということをきちんと考えておかないと、い

つも誰かがここへ行けるわけでもないし、植えたら植たで多分。

○事務局 除草剤……。

○前田（浩）委員 除草ということだね。

○森本委員 ヒマワリは、去年種をまいたのは余り背が高くならなくて、低くて、草のほうの方が勝って、見るに哀れだったからやっぱり背が高くなるヒマワリのほうがいい。

○事務局 農協の世話のやつでしょ、種は。何か農協さんだかが世話したか何とか。

○森本委員 ランドサイエンス。

○事務局 ランドサイエンス。一応足ると思ってこれだけの額にしましたが。

○永田委員 途中の収穫ですか。ヒマワリの種を配布するといったら。

○事務局 これを利用してもらって、そのときに宣伝活動してもらってもいいのです、農業委員会の。

○濱坂議長 いかがですか。特に異議がないということなら、とりあえず向かってみましょうか。出役もあるし、途中の管理等も当然出てきますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

とりあえず、では向かいましょうか。いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○前田（浩）委員 植えるて生えるまではみんながいるからできる、その後の管理が大変だと思う。特に除草は。草をね、そんなのをどういうふうにするか。いけないとは言いませんが、この人この人がみんながそこまでできますか。

○杉川委員 草刈りに何人かかるか知らないけれども。

○前田（浩）委員 そこのところ考えないけん。するといったら。

1反ならまだいい、5反でしょう、あれ。

○杉川委員 せめて周りの草刈りとかな。

○前田（浩）委員 大ざっぱなことではできるが。

○濱坂議長 仮に、これ私だったら、西側の二枚ぐらいにカボチャ、ヒマワリをして、あと東側の分については飼料作物というか、ソルゴーみたいなものにして打てるようにしておくが、とてもではないが管理できん。

○前田（浩）委員 草のほうの生育のほうは早いから、そのヒマワリやカボチャの種が大きくなるまでかまえん。

○事務局 農地委員会のほうで、また考えていただいて……。

○前田（浩）委員 中身に関してはもう一回検討もらわないけんと思います。

○事務局 農地委員会で調整してもらわなければいけない。

しかし、するということで、農地委員会さんで話し合ってもらったわけですから。

○濱坂会長 委員長が一生懸命。

○杉川委員 ちょっと連絡がとれていないから、よく聞いて。

○事務局 琴浦町の農業委員会との交流会でも、大分刺激を受けられたと思いますので、頑張ってくださいなと思っております。

○杉川委員 農地部長さん、どこかいい圃場はないかというのは聞いていたけれども、具体的に先回話したらしい。

○事務局 もともと計画があったが、延びてきているからね。

○杉川委員 言い方です。1年目は、そのための準備期間があってもいいし、2年目に対してこの条件ならできるかもしれない。

○永田委員 町営住宅のほうからクレームが来るような状況で、管理してくれと言うのなら。一石何鳥か。

○濱坂議長 では、向かってもいいですね。いきますよ。

○杉川委員 農地部会だけでできない場面は協力してください。

○濱坂議長 続きまして農政委員会、ございますか。

○濱田委員 総会終了後に、短時間ですけれども、会を持ちます。

○濱坂議長 会をされますか。農政委員会、この後寄りたいたいということですので、よろしくお願ひします。

広報委員会。

○森本委員 同じく、広報委員会も2月の終わりに出ますので、また内容を決めたいと思いますので、この会終了後残っててください。お願いします。

○濱坂議長 広報委員会も、この後寄りたいということですので、よろしくお願いします。

次は、25年第8回北栄町議会における農業関係一般質問について、説明願います。

○事務局 報告事項の5ページでございます。12月の平成25年第8回議会で、森本議員、飯田議員、齋尾議員、一般質問の順番で言わせてもらいましたけれども、この3名から町長に対しまして一般質問がございました。いずれも農業関係のものが含まれておりますので、紹介させてもらうということでもあります。

6ページから15ページまでに、議員の通告書及び町長の答弁をつけておりますので、今後の参考にしていただければと思っております。以上です。

○濱坂議長 何か発言はございますか。

なければ、次に行きたいと思えます。

3番、アグリスタート研修7期生の採用決定について、説明願います。

○事務局 報告事項の3ページ、4ページをごらんください。鳥取県農業農村担い手育成機構が、新規就農しようとする者を対象としたアグリスタート研修を行っておりますけれども、この7期生が決定し、今後の研修に協力を得たい旨、通知が来ましたので御報告します。

合格者の一覧は4ページのとおりでございますが、中部地区への就農希望は18名中2名となっております。研修で取り組む農産物は梨やアスパラとなっております。なお、西部につきましては、就農希望者多数でございますが、こちらは白ネギとなっております。書いておりますように施設が不要で周年耕作ができるというのと、弓ヶ浜半島に遊休農地が多い上に、かつ農協さんが遊休農地対策センターを開設されているという点で魅力がある就農地となっていると聞きました。以上です。

○濱坂議長 何か発言はございますか。

余談ですけども、この第1回目の研修会は、亀谷の●●●さんが、講師で声がかかっているようでして、中部の希望が少ないですけども、中部、特にこの北栄町の農業のよさを宣伝したいということをおられました。

(発言する者あり)

○濱坂議長 アグリスタートの1回目の講習。

○事務局 担い手育成機構のほうで。

○濱坂議長 そうです。

よろしいですか。次に行っても。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、次に行きたいと思えます。

4番目の伝統農地登録制度について、説明をお願いします。

○事務局 報告事項の16ページ以降をごらんください。鳥取県農業会議が伝統農地登録制度を創設いたしました。これは農地を守り生かす運動の一環として、特産地としての歴史ですとか、景観や環境保全、集落機能の維持などの面で、農地が果たしている伝統的な価値を見直し、地域の誇り・財産として次世代に継承していくのが目的で、各農業委員会でも取り組むことになりました。

報告事項の17ページをごらんください。募集対象のうち、部門としましては、生産振興、景観、環境保全・生態系、教育・福祉・地域コミュニティー、歴史・文化の5部門で、募集期限は2月20日となっております。

報告事項の20ページ、21ページをごらんください。これは、その参考例でございまして、登録申請団体は、福部らっきょう生産組合という格好でございます。この取り組みの周知につきましては、JAには既に通知がしてあるそうですし、日本海新聞にも広告を出されるようなことも伺っております。個人的にも応募できますので、御検討よろしく願います。以上です。

○濱坂議長 何か、発言がございますか。

農業委員会からは何にもしなくてもいいわけですか。

○事務局 周知でしょうかね。ちょうど菜種にも間に合いませんし。

出しても、町のホームページ上に募集がありますということかなと思いますけれども。

○濱坂議長 特に生産部が中心になっていたと思うのですけれども。

農協には全農から行ってるですな。

○事務局 です。

○濱坂議長 周知の仕方はどうでしょうか。

内容等についてでも結構です。何か発言がございますか。

こんなは全体の研修会でもちょっと触れられたと思います。要するに、優良農地を守っていくということ前提のシステムだそうです。

○事務局 なかなかつくととなると面倒そうな。各課を経由となると、どれだけ把握できるのかなという感じがしますね。

○濱坂議長 僕が考えているのは、販売対策の関係になるかと思いますが、自分らがつくっている特産物を売り込むときに、いわゆる物語性が今とても要求されているのです。その物語性をきっちり整理するという意味で、いい機会ではないかなとは思っています。そういうものをつくって、販売活動の中に生かせるのではないかなという気持ちでおります。

よろしいですか。

次に行きます。

○事務局 追加でお願いできますでしょうか。

追加させていただきたいと思います。齋尾委員さん、どうでしょうか。きょう、資料を配らせてもらった。

○齋尾委員 きょう事務局、局長さんのほうから配付させていただいております。タイトルは耕作放棄地を油田にということで、スイートソルガムという植物です。これでエタノールがつかれるということで、実証試験をことしの6月ごろに開始するというので、ある程度採算性がとれるめどが立ったという新聞記事がありましたので、御紹介させていただきました。これは遊休農地対策で、サトウキビですと場所が限られているようですが、このスイートソルガムというのは、日本でしたらどこでもできるそうです。本町でも遊休農地ふえておりますので、こういうものを勉強しながらできればなど。これは本町に合うかどうかはまた後の問題としましても、こういうものがあるということで、御紹介させていただきました。

○濱坂議長 ありがとうございます。さっきの遊休農地対策でも、こういったことをやりかけてもいいのかと、どういうものか確認するというのもいいのではないかと思ったりもします。

○齋尾委員 それと追加で言いますと、茨城大学のホームページを見ますと、これが載っています。インターネットを使える方は見ていただきたいと思います。

○濱坂議長 齋尾委員、あとのこっちの売り上げ、販売高の発表は。

○齋尾委員 こちらのほうは、私がたまたま農協に行きまして、こういうものがあるということをお知らせしたので、これも添付させていただきました。これは、去年1年間年末までの販売高が載っています。これだけの品目があるということ、私はこれもらって、初めて、びっくりしました。3枚にわたっているということでしたが、次回からは、ぜひ河原委員さんに、農協関係をされていますので、お願いできたらなと思います。

○河原委員 私も、数字の中身までは知らないのですが、こういうデータがあるということだけしか知らないのでも申しわけないのですが、詳しいことは説明できません。

○事務局 私もこんなものがあるのは知っていましたが、いつごろになったらできるかわからなかったのですが、もう今の時期にできているとは、さすがに知りませんでした。これは指導課ですか。

○齋尾委員 販売部です。販売課のほうに言っていただければ。

○濱坂議長 これは野菜と果実だけで41億ということですね。去年1年間の販売額が41億。

○齋尾委員 ここでもちょっと話が出ているのですが、毎月のデータがそれぞれ出るようです。ですから、これは年間を通してのやつなので。

(「1,500円」と呼ぶ者あり)

○事務局 確かに水稻の時期は毎週みたいに産業振興課は聞いていましたから、あるでしょう。

○濱坂議長 ありがとうございます。

○事務局 もう1点、私のほうで。

齋尾委員さん、ありがとうございます。皆さんのほうで、こういうのを皆さんに知ってもらったほうがいいなというのがあれば、資料をどんどんいただければ準備させていただきますので、よろしく願いいたします。

それと、私のほうで追加ですが、空き農地情報バンクの登録申込書、一枚物ですけれども、追加しておりますので、こちらのほうは地元の木村委員さんのほうで、該当地区の農地を借りたいですとか買いたいとかあれば、その方に紹介いただければなと思いますので、よろしく願いをいたします。以上です。

○濱坂議長 私のほうから1つですけれども、北栄町の農業振興基本計画策定委員会の委員になっております。去年の12月13日に第1回目の委員会がございまして、10数名のメンバーで委員会が構成されております。結果的に私が委員長をやれということになりまして、どうするか今考えておるところですけれども、1回目の委員会の内容は、さきの報告事項の15ページに町長答弁の中で大まかに書いてあります。1回目は、農業の現状や課題を皆さんからお話を聞いて、どういう方向性でいくか、一応検討をしたところです。次の会には、いわゆる基本計画の理念的なところをまとめて各論に入っていくという格好になっていくかと思いますが、範囲が広くてどういうふうにごまとめるのか、委員会の下にプロジェクトチームがございまして、そこで今、一生懸命議論されておるところです。月に1回、一応やるように計画をしております。以上です。

各委員会なり、ございませんか。

ないようです。それでは、8番の連絡事項に行きたいと思いますが、一括でお願いいたします。

○事務局 連絡事項のほうの裏面をごらんいただきたいと思いますが、12月には、また議会ございまして、会長と私のほうが出席をいたしております。それと当面の予定ですが、1月31日に掲載申請書を1月末に選挙管理委員会に提出をいたします。

それから、2月10日、3月10日でございます。勝手ながら、こちらのほうで記入させてもらいましたけれども、議会の産業建設常任委員会との委員会が12月議会の前に、各議会の前にございまして、そのときに常任委員会のほうから意見交換をしたいと言ってもらいました。それで2月10日には農政委員会と、それから3月10日には農地委員会と、それぞれ意見交換なり、遊休農地の視察をしたいということでございます。

また、その時期になりましたら、議会のほうから文書が参りますので、関係される委員さんには文書で御案内させていただこうと思っております。それと、どうも懇親会も計画されるのかなという気がしておりますので、よろしく願いをいたします。

レジュメのほうに戻りまして、連絡事項でございますけれども、今月は、今説明申し上げました掲載申請書の点検が必要になります。これを1月24日の金曜日、午後1時半からさせていただきます。これは中央公民館のほうでございます。

それから、第2回の総会を2月10日の1時半から、改善センターでいたしますので、よろしく願いします。

7日の日には現地確認をいたしますが、議席番号7番から10番となっておりますので、よろしく願いします。議案の締め切り日は、平成25年1月24日金曜日でございます。よろしく願いをいたします。以上です。

○濱坂議長 何か連絡事項で発言はございますか。

○宇田川委員 農地の工事ですね、土木工事をやっておられて、農地に機械とか、その工事材料を置いていたら、それは一時転用で許可を出されているのですか。

○事務局 一時転用で許可をとらなければいけません。

○宇田川委員 といいますのは、北条川の改修で、北尾の、J R北尾踏切の東谷の辺で、あの近くでやっておられるのですが、そういうものが出ておりませんで、無断転用でやっておられるということですね、あれは。

○事務局 公共事業で県の事業であれば、県のほうの担当課の証明付きの工事業者からの届け出が出してこなければいけないことになっております。これまでも、前回でしたか、瀬戸の分……。

(「大島」と呼ぶ者あり)

あそこの分のが出ていたでしょ。あれを出してもらわなければいけません。ただ、該当になっていた、一度注意をしたところの担当課からの分も出てきますけれども、多分河川の関係のはまだ、そこまで周知ができていないのではないのでしょうか、県のほうが。ちょっと確認します。

○宇田川委員 大体どんな小さい工事でもそういうのは必要ですか。

○事務局 基本しなければいけません。どれぐらいの期間になりますかね。大きな工事ですか、工事は。

○宇田川委員 護岸がどうも崩れている、放水路の関係で、よく崩れるのですが、その関係でまた工事に入っておられます。

○福光委員 前回もしていたよね。

○宇田川委員 何回か……。

○事務局 河川の関係、そうですね。

下種もありましたよね、去年だか。

それで見に行ったら、もう終わっていたという。

災害復旧ですか。

○宇田川委員 看板までは見てないから。

○福光委員 でも台風の後の崩れたところだからね。

○事務局 看板がありますか。

○河原委員 ないない。

○事務局 ない。

○河原委員 去年から引き続きだから、でも私も見たことないし。

○濱坂議長 いずれにしても農地以外のことで利用する場合には、転用手続きをしなければいけません。公共事業の場合には報告書を事前に出す、こういうことをやりますと。そういうことですね。

○濱坂議長 そのほかございせんか。

ないようでしたら、以上で本日の総会を終了したいと思います。お疲れさまでした。

議長（会長）

議事録署名委員（20番）

議事録署名委員（21番）